

裁判員経験者意見交換会議事録（平成27年10月28日開催分）

司会者：これから堺支部で行われました裁判員裁判に実際に御参加いただいた方にお集まりいただきて意見交換会を始めさせていただきます。

私は、当庁第2刑事部の裁判官で真鍋秀永と申します。本日は司会を担当させていただきます。よろしくお願いします。

この会の趣旨は、もう裁判員裁判が始まって6年半ほどになるのですけれども、まだまだいろんなところを見直して、よりよい制度のあり方を考えていかなければならないというのが我々、裁判所を始めとした法律家の側の現在の認識であります。そこで、実際に経験いただいた方にお集まりいただきて、忌憚のない、遠慮のないお話を聞かせていただきて、今後の運用に役立つ情報をこの場で得たいという趣旨で持つておる機会です。そのため、本日、多忙な中、裁判所までお越しいただきまして、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

趣旨としては以上のような内容ですので、遠慮なく御発言をいただければと思います。本日はこの会のために大阪地検堺支部から森下検察官、大阪弁護士会から小橋弁護士、堺支部の裁判官として渡部判事にも御参加いただいております。いろいろと質問をされるかもしれませんし、逆に皆様方のほうで何かあればお尋ねになっていただいて、実はあのときこんなことを感じたんだよというようなことがあれば、そういう話もどんどん出していただければというよう思っているところでございます。

それでは、始めさせていただきます。

本日、御意見を伺いたいということで、大きく2つの項目をあらかじめお知らせさせていただいております。1つは、裁判員を務めてみての全体的な感想、意見ということになります。これについては、かえってちょっと話しにくいくらいも分かりませんが、こちらからこういう点はどうですかというようなことを絞らずに自由に発言していただければというように思っております。もう一

点は、裁判員裁判により参加しやすくなるための方策ということで、実際に御自身が選ばれる前に気がかりだったところとか、実際、経験していく中で、ちょっと気にかかったような点であるとか、経験した後に、この御自身の経験をいろんなところで話すような機会があったのか、なかったのか。なかったのだと思えば、それはどういう理由からというようなことを尋ねさせていただこうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、第1のところ、実際に経験をされての感想、意見を自由に発言していただければというように思います。

まず、1番の方からお願ひできますでしょうか。

裁判員経験者1：私は、全体的な感想ということになりますと、あらかじめ裁判官のほうから結構詳しい御説明がありましたので、そんなに不安はありませんでした。あらかじめ資料とか、写真とか、そういうものも見せられて、その関係についてちょっと気分が悪くなる人は云々とかいう注意も受けましたので、そんなに不安ということは全くなかったわけです。

ただ、判決を出すときに、量刑の決め方について何年だとかということになりますと、こういう量刑についての決め方というのはどれが適切なのかもう一つよく分かりませんでした。

それと、もう一点は、加害者側の、その瞬間についての精神的な面はどういうふうに判断するのか、それがなかなか断定はできないという面があって、その辺りで最終的に決めるときには難儀したところという感じしております。それ以外は特に大きな問題は私の場合はありませんでした。

司会者：今、御指摘をいただいた量刑なんかのことについては、時間があれば後でまたちょっと具体的にいろいろ議題とさせていただくかも分かりません。ありがとうございました。

裁判員経験者2：私は、10日間、裁判員ということで任命を受けまして、実際、法廷にも立たせてもらって、本当にいろんな意味でいい経験をさせてもらったと思います。先ほどから今日、何を発言させてもらおうかなと、来る

途中も結構考えたりしていたのですけれども、やはり1番さんと一緒に、実際、私が携わった事件といいますのが、覚せい剤使用者が傷害や放火をやつたりとか、最終、殺人ということで、かなり重たい刑罰のことを複数にわたって行っていて、その結果の量刑を決めるときに、検察側の意見、弁護人側の意見の間に立って、我々も最終ジャッジをさせてもらったのですけれども、なかなかやはり日本社会の法的な部分で、実際、100%正しいということの回答というのではないのかなと思います。ただ、その100%に近付けるために、国がとるべき処置並びに法を犯したものに対しての更生させる道しるべを示すことを裁判員裁判の舞台に立たせてもらった我々の立場からしての意見をさせてもらったことに対しては本当にいろんな意味でいい勉強をさせてもらったと思っています。

ただ、1番さんがおっしゃられた量刑を決めるジャッジというのがやはり何となくちょっと心残りだったのかなという部分は、参加させてもらってあつたのですけれども、本当に参加させてもらったことに対しては、いろんな意味でいい勉強をさせてもらったと思います。

司会者：ありがとうございました。

裁判員経験者3：事前に不安とかそういうものはなくて、こういう裁判員に選ばれること自体が特別な感じだったというのがありました。

裁判の進行とかは特に何も思わなかつたのですけど、上から下の法廷に移動したりする、そういう移動が長いかなと、隣にすぐに待機室があつたので、そこからすぐに行ってもいいんじゃないかなとか、そういうふうに上に戻ったりすることが面倒だなと思っていました。

司会者：ありがとうございました。

裁判員経験者4：今回は、裁判員経験者の方が5名おられるのですけれども、女性一人でちょっと寂しいなというふうに思っています。

私は、昨年の今ごろ、まず、裁判員候補者に選ばれましたよという封筒が家に届いたときに、それにびっくりしました。裁判員制度があることはもちろん

知ってはいたのですけれども、実際どんなことをするのかも分かっていなかつたし、刑事裁判なんだということで、何か怖い写真を見せられたらどうしようとかという不安があつたり、そんなこと自分ができるのかなという不安と、いろんな自分の意見がちゃんと言えるのかなというようなこと、いろんな不安を持って実際裁判に臨みました。

正直言って、裁判のことなんか全く興味がなくて、懲役とか、そういう名前のこととは分かっていたのですけれども、余りその裁判の意味、罪の意味とかは全然分かっていなかつたのですが、そういうのもきちんと丁寧に教えてもらつたし、いろんな進行をしていく中でも、みんながきちんと参加できるように、いろいろ裁判所の方が配慮してくれたことがすごくうれしく感じて、いい経験をさせてもらったなと思いながら参加をしました。

まず、全体的な感想で、実際、こういうのに選ばれなければ、自分はきっとこういう経験がなくて、全然分からぬまま、興味もないままで終わつたと思うのですけれども、今は、興味を持って見ることができますし、裁判というものは、何かいろいろなことがきちんと決まっていて、機械的に決められていくものじゃないかなというように感じていたんですけども、その場でいろんなことを決めていくという、すごく人間らしいんだなというふうに感じました。

司会者：ありがとうございました。

裁判員経験者5：ちょうど1年ぐらい前に裁判員に選ばれまして参加させていただきました。仕事が自営業で、時間の融通はきくので、参加するに当たっては別に何も問題なかったですし、裁判というものも初めてですし、傍聴もしたこともなかつたので、どんなものかなという興味もありましたので参加させていただきました。

私は3日ほどだったのですけど、どんな事件かなと思いながら来てみたら、強制わいせつ致傷で、何か女性に対する犯行で、いろいろしたことについて書いてあつたのですけど、私は男なので、こういうことをされると女の人がどれくらい傷つくのかちょっと分からなかつたので、裁判官に女性の方がいらっしゃる

やいましたので、裁判官にもこういうことされたら女性はどれくらい傷つくんですかといろいろ聞きながら進行させてもらいました。

一番最後の判決のときに、裁判員が6名、裁判官の方が3名で判決をすることは、どうする、こうするというのがあったのですけども、今までの判例でこれぐらいのことではこれぐらいの判決が出ていますよとか、こういう判例があるのでこれぐらいでどうかなというのがありました。

それで、一応決まったのですけれども、その後、控訴されたみたいで、この事件については控訴がありましたという連絡もいただきました。控訴されて、高等裁判所で判決が変わるのであれば、裁判員制度になって、民意の反映というのが余り意味がないのかなとも思いました。判決が変わったのか、変わらないのか分からないですけども、その辺までも教えてはいただきたいです。

司会者：ありがとうございました。

量刑のことが少し出てきたのかなと思うので、前半これを付け加えて、もう少し御意見を聞かせていただいて、また、法律家の方に何かお尋ねとか、逆に法律家の方からお尋ねがあればしていただこうかなというように思います。

今、なかなかいま一つ分かりづらいとか、少し心残りというふうなお話がありました。5番さんは、多分、先例を見て決めるというようなそういうプロセスを踏んだということですよね。

裁判員経験者5：そうです。それで、決められるのであれば、一般人、我々、素人の意見が反映されないような気がしまして、民間の人間の意見を入れるのであれば、そういうのは要らないんじゃないかと思います。

司会者：そこに言及された1番さんにも少しお尋ねします。分からぬ、いま一つというふうな感想をもう少し御説明いただければと思います。

裁判員経験者1：具体的にどうこうとかいうことは言えないのですけど、例えば、懲役で10年が8年とかになったときに、自分自身は10年だと思っていて、そこで決まったのが8年、9年だった場合に、その1年、2年マイナスというのは何が原因でそうなのかとか、はっきりいってそういうことなのです。

先ほど、5番の方も言わされていましたけど、全く私も同意見で、私が関わった事件についてではありませんけれども、以前に、例えば、20年ぐらいの人が高裁にいったら減刑されて十数年になったとかいうニュースもありましたし、そうなると、国民の意見の反映という意味からいって、裁判員制度は全く意味をなさなくなってくるという意味では全く同じ意見です。

司会者：2番の方は、議論が少し心残りというふうなことを先ほどおっしゃっていただけたんですけど、いかがですか。

裁判員経験者2：私のほうの心残りという部分に関しましては、今回、私が参加させてもらった事件が、覚せい剤を使用しており、被告人が、放火、殺人、傷害を起こした過程に当たり、被告人が保護観察というか、施設に滞在することになって、その施設の中で、覚せい剤をこういうところで売っているよというような情報が行き来しております、その結果、その中で知り得た情報で犯罪が起きて、最終、そういう大きな事件に至ったという部分があり、その人間に対して、同じ事件が絶対にまた、特に、自分の身内であったりとか、そういう大事な家族であったりとかという部分に及ぼされないような形の判決を下してほしかったという部分はあったんです。そういうときの量刑の判断についてはちょっと腑に落ちなかつたという部分が一つ心残りになった結果であります。

司会者：ほかに3番さんとか、4番さんで何かこの辺りで特に今、何か記憶が戻ってきたのだけど、こんなことがあってというような、補充されるようなことは特にございませんか。

裁判員経験者3：刑の決め方みたいなことで思い出したことがあります。被告人の両親が結構高齢だったので、その被告人が余り重い量刑だと、出てきたときに被告人を支えてくれる人がいないと、被告人は出てきた後の社会でうまくやっていけないんじゃないかなというのをその事件と関連づけて減輕していいのかというのを感じました。

司会者：なかなか個々の事件の、結論についてどうこうという話は難しいところがあるので、例えば、今の3番さんの話などを例にとると、そういう議

論をする事柄の位置づけとか、意味づけということについては、皆さんで意見を戦わせたようなことがあるのですか。例えば、法廷で弁護士から説明があつたとか、検察官からこう考えるべきだというふうな説明があつたとか、その辺を覚えておられることはありますか。こういう刑を決める上で影響してくる事情があるんだ、それは、こういうふうな意味なんだというようなことを聞かされた記憶はないですか。また、それを皆さんで話し合う中で、裁判官から説明がありましたか。

裁判員経験者3：ある程度の説明はありましたけれど、余り、話題には上らなかつたですし、そんなに大きく取り上げられることはなかったです。

司会者：量刑のデータというものをお示しして評議をするんだというのは、これはそんなものは不要じゃないかという御意見の方もおられますけれども、我々法律家の中では今、そういうことになっていて、申しわけないですけど、示すことにはなるんです。その示し方がうまくないぞというような感想をお持ちになられているんですか、それとも、そもそもそれを見せることがもう趣旨と違うんじゃないかというように思われたのですか。

裁判員経験者5：実刑にするか、執行猶予にするかで時間を割いたんですが、そのときに、例を挙げられてこちらに説明されると、それが適当なのかなと思ってしまうんです。同じような事件であれば、もうこれは評議することもなく判決になってしまって、裁判員の意見は反映されないんじゃないかなと思いますて、そういうことを示されると、我々全く素人なので、最高刑が無期まであると聞いていたので、別に無期でもいいし、10年でもよければ裁判員の意見で執行猶予でもいいので、別に判例どおりにするのであれば裁判も要らないと思います。

司会者：裁判官としてすごく気にかかるのは、その前提の話を必ず担当する裁判官はしているはずだろうというように思っているのです。例えば、なぜ刑の幅が下は5年から無期、死刑まであるときにこの辺りで、この事件の量刑を考えることになるのか、なぜこのようなものを見てもらうのかということを必ず説

明しているだろうというのが私の認識なのですけれども、そういう説明はなかったという記憶なのでしょうか。私としては、自由に法律の定めている幅の中のいっぱいのどこででも話をしていいんだということにはならないのだろうと思っているんです。そういう説明は裁判官はしていると思っているのですけども、何かその辺りの説明を受けた記憶というのはないですか。

裁判員経験者5：それはないですね。

司会者：分かりました。

個々の結論ということではなくて、話合いの進め方だとか、そういう辺りで何かこういうところがということがあれば、聞かせていただきたいのですけれど、今、大体もう御発言をいただいたあたり、記憶をたどってもちょっと物足りないとか、心残りというか、その辺りになるんでしょうか。御参加いただいている経験者の方も特につけ加えるようなところはございませんか。ないようですので、渡部裁判官お願いします。

渡部裁判官：量刑の検索をして、データを抽出して、グラフを皆さんにお示しするというようなことを多くの裁判体でやっていまして、皆さんもそういう経験をされたのかなと思うのですけれども、例えば、そういったものを早い段階で示してほしいということであるのか、それとも、そういったものはある程度議論した上でもう少し後の段階で見せてもらったほうがいいというようにお感じなのか、その辺りはいかがでしょうか。そんなものなくていいというのも、もしかしたらあるかもしれないのですけれども、私は、今までの量刑の枠からはみ出る意見をおっしゃることももちろんそれは自由ですけれども、それははみ出ているんだということを認識した上でしていただく必要があるのかなというふうに、私は個人的に考えています。お見せするとして、どのタイミングであるのが判断がしやすいというか、いいというのか、この辺はいかがでしょうか。

司会者：前提として、5人の方は全て刑を定める際に、過去の事件のデータというものを見て評議をしたという、そういう記憶ですか。それは皆さん、そうで

すか。今、渡部裁判官からは、その見せ方、専ら時期をお尋ねということなのですけれども、何かそのとき感じたこと、今、振り返って、思うこと、どんなことでも結構なのですが、どなたか何か御発言はありますか。

4番さん、その辺り何か覚えていることはございますか。

裁判員経験者4：私は、この罪には懲役何年というのがあるんですよというのは最初に説明があって、そこからどうするかという話を確かめて、過去の事例というのを見せてもらったんです。全く同じ事例はなかったので、私自身は過去の事例を見て、じゃあ、この人をこうしようというようなことは思わなかつたです。ちょっとそこを示してもらったりすることで、何かそんなのやつたらそれでいいやというふうに、私はそのときは思わなかつたのです。自分では、何年にしたらいいとかというのが全く分からなかつたので、それを見て決めたというわけではなかつたし、そのタイミングも私は悪かったとは思ってはなかつたです。

司会者：割としっかり議論した終盤にそれを示してもらったような記憶ですか。

裁判員経験者4：そんな記憶です。あくまでそれを示すけれども、その例に倣うわけではないけれどもという話もきちんとされて、意見が分かれても、それはそれでいいんだというお話ももちろんされていましたし、多分何もなければ私自身どうして決めたらいいのかというのが全然分からなかつたです。

司会者：自分の目安を全く持てない。

裁判員経験者4：はい、私自身は。

司会者：そういう意味では、肯定的に捉えられる部分もあると思ってくださっていて、それと、時期的にもしっかりした議論の後に示してもらったほうがいいということですか。

裁判員経験者4：私はそういうふうに感じています。

司会者：自分としては、その事例に引きずられて決めたわけではないというふうに言える状態になったということですか。

裁判員経験者4：私はそういうふうに感じています。

司会者：ありがとうございます。

どうですか。とりあえずデータの話ということになって、3番さんは、その辺りのことで何か思い出すことというのではありませんか。

裁判員経験者3：グラフか何かで見せてはもらったのですけど、具体的にどういうものかというのはちょっと覚えていません。

司会者：自分としては、あんまりそれに引きずられたという記憶もないというところなんですか。

裁判員経験者3：余りないです。

司会者：刑を決めていくプロセスの中で、何かこれはおかしいということを感じたわけでもないということになるのですか。

先ほど4番さんがおっしゃられた、目安になるものが全くないのでという御意見があったのですけども、何かその辺で感じたこと、考えたことを覚えていらっしゃいますか。自分が刑の意見を述べるときに。

裁判員経験者3：そのときグラフとか、過去の結果とかを見せられたときは、ああ、こういうふうになっているんだという程度ですね。

司会者：なっているんだというので、自動的に答えが得られた記憶ですか。

裁判員経験者3：あのとき確かに結構悩みました。

司会者：そこから悩むプロセスがあったということですか。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：ありがとうございます。

どうですか、1番さんとか、2番さんとか。5番さんはちょっとああいうものの存在に消極という評価をお述べになられているんですけども。

裁判員経験者2：私は逆に4番さんがおっしゃっていた部分とは逆で、先にもしそういうような類似した事件で、実際懲役がこうでしたという部分の説明があったほうが逆によかったかなと思います。といいますのは、裁判長の方からの説明で同じ類似した刑はこういう部分で何年でしたという部分の説明があつたのですけれども、それが最終的に後ほうにあったので。それが初めから分

かっていれば、そんな部分で余り前後することもなかったのかなと思います。

司会者：法廷で検察官とか、弁護人からこういう量刑の傾向、こんな感じになっているんだというようなことを法廷で聞かされて、それで全員で集まって評議に入ったというような記憶はありますか。

裁判員経験者2：法廷の場ではないですね。

司会者：そういうことへの言及は全くなく、評議に入ったという記憶ですか。

裁判員経験者2：はい。

司会者：ありがとうございました。

1番の方、どうですか。

裁判員経験者1：私の場合は、全く逆で、1週間ほど裁判員裁判で関わらせてもらったのですけれども、2日目ぐらいだったと思います。今までの事例の一覧表というのを見せていただきまして、それでそのときに、この犯罪については量刑は何年から何年までの間ですという、一応の範囲というのを示されて、例えば、最高刑が20年であれば20年だと示されました。

司会者：それは法律にこう書いているぞというものでしたか。そうではなくて、事件ごとにこんな感じというものでしたか。

裁判員経験者1：事件ごとです。最初から大体2回目ぐらいだったと思います。そういうのがあって、最終的にもまたもう一度そういうようなのは聞きましたけれども、最初の段階でそういうのを出していただいたわけです。実際に事例が一致するようなものも全くありませんので、それに引きずられるということは全くなかったですけれども、量刑の最高刑については一応、考慮はできたと思っています。そういう面で比較的スムーズにいったんじゃないかなということが私の感想です。

司会者：受けとめ方として、あんまり枠にはめられたという感じを持っているわけではないのですか。

裁判員経験者1：それは全くありません。全員、裁判員裁判に出ている方は、ほとんど法律というのは私も含めて分かりませんので、その辺りの目安を示して

いただいたということで、それはよかったですんじやないかとは思います。

司会者：5番さん、最後に何か付加する点はよろしいですか。

裁判員経験者5：裁判員裁判に選ばれて、一番最初にみんなで集められて説明があったときに、裁判官に質問したんです。我々のような素人を、ランダムに集めて、裁判がやりにくいでしようねと、プロの方で今までどおりやられたほうがスムーズにいくんじゃないですかという質問をさせてもらいました。そのとき、裁判官の方は、いや、一般の人のいろんな意見が聞けて、我々も勉強になるんですよという、返答をいただきました。我々素人なので、皆さん、どうか分からぬのですけども、裁判に立ち会ったときに、当然、裁判官は中立に見れると思うのですけれども、我々は、どうしても被害者のほうに立つような傾向があると思うんです。被告人のほうに立つような一般の人は余りいないと思うので。その辺も踏まえてほしいなと思います。

司会者：量刑のデータを見せられたことで、御自身の受けとめ方はあまり尊重してもらえていないという、そういう御感想を持たれたんだと思うのですけれども、議論自体をすごく制約されたとかはありますか。

裁判員経験者5：それはないです。

司会者：ないですかね。皆さん、さっき4番さんとかがおっしゃった目安と捉えて意見は出せたかなと。ただ、何となく自分としてはこの制度が導入された意味からすれば不満なところが残るという方もおられるということでしょうか。小橋弁護士、森下検事も、特によろしいですか。

では、量刑の話はこの辺りということで、あとは2番目のことを少し聞かせてもらって、最初やはりよい経験だったというようにおっしゃっていただいて、参加したこと自体はやはり意義があったというようにいずれの方も感じてはいただけているということになるんですかね。例えば、先ほど4番さんは封筒が届いたときにわっと思ったということをおっしゃってくださいましたけれども、封筒が届く前は、裁判員裁判なんて全然興味も何もない、それ以上に、自分はそんなものには関わりたくない、逆に自分は是非やってみたい、封

筒がこないかなと思っていた、そういう辺りのこと、ちょっと御自身の、そのときの気持ちを思い出してお話しいただければと思います。5番さんはどうですか。

裁判員経験者5：裁判員に選ばれると思っていなかったので、可能性はあるのは分かっていたのですけども、まさか選ばれるとは思っていなかったですね。

司会者：街でいきなり、あなた、裁判員制度をどう思いますかとマイクを向けてインタビューされたらどういうふうに答えたと思いますか。

裁判員経験者5：選ばれるまでですか。

司会者：はい、選ばれる前です。

裁判員経験者5：選ばれてみないと分からぬとか、それぐらいのことでしょう。

司会者：それでは、割と中立的ということですか。行きたくないとも思わないですか。

裁判員経験者5：それはないですね。周りにも選ばれたという人はいなかったので、身近に。きたときには経験もしてみたいなとは思いました。

司会者：4番さん、どうですか。

裁判員経験者4：選ばれる、選ばれないより、そんなのが届くとは思ってもいなかつたので、ほかの世界の話のように自分の中では認識していたというか、もちろんそういう制度があるとかというのはテレビで見たりとかして分かっていましたけども、そこまで熱心に見るというのではなかったです。

司会者：届いて選ばれる可能性があるんだと。そのときは正直、どんなふうに思いましたか。

裁判員経験者4：選ばれたらしようとは思っていました。

司会者：こんな点からやろうと思っていたという、具体的な理由は何かありましたか。

裁判員経験者4：選ばれると本当に思っていなかったから、なかったです。

司会者：それはなかったですか、3番さんはどうですか。

裁判員経験者3：僕も選ばれるとは思っていなくて、会場に来たときも人がいっぱいいて、まあこれは選ばれないだろうぐらいに思って、それで、選ばれて、そのときはこんなめったに経験できない特別なことなんだから、選ばれるのもいいかなというように思いました。

司会者：封筒がきたときはどんな感想だったですか、最初の封筒です。

裁判員経験者3：あれは余り何も思わなかつたです。

司会者：今度、具体的にこの日に来てくれという封筒がきたでしょう。あれを受けとったときはどうだったですか。

裁判員経験者3：その中からまたこれだけ選ぶとあったので、そんなに選ばれるんだということも思わなかつたです。

司会者：裁判所に出ていくのが、こういうように都合をつけなきゃいけなくて困るとか、そういう状態でも特にはなかつたんですか。

裁判員経験者3：なかつたです。

司会者：積極的というわけでも消極的というわけでも、割と中立的に、ああ、そんな制度があつてこんな封筒が自分にきてしまつたんだみたいな感じですか。

裁判員経験者3：選ばれたら行こうとは思っていました。

司会者：ありがとうございました。

2番さんはどうですか。

裁判員経験者2：届いたときはびっくりしました。ただ、報道でそういうことを言っていたのを聞いていたので、やってみたいという意思はかなりあったので、逆にそれについては選ばれてよかったです。

司会者：なかなか言葉にしづらいのかなと思うんですけど、やってみたい理由というものがもしあれば答えてください。

裁判員経験者2：よくやっぱりニュースで犯罪を犯した人の求刑、刑の重さについて、懲役何年とかいう部分を我々耳にして聞くのですけれども、その決め方がどういう仕組みになって、最終的にその答えがその刑にあらわれているという部分の中身をちょっと勉強してみたいという部分があったので、参加させて

もらってよかったです。

司会者：実際、御自身の私生活の予定なんかとの兼ね合いで、何か難しい、ややこしいことが起きるんじゃないかなとか、そんな不安というのは特になかったのですか。

裁判員経験者2：私自身、会社員ということで、かなり今回、選ばれたときに、10日間という日程だったので、なかなか厳しいかなという部分があったのですが、そんなしょっちゅう当たるものでもないですし、やっぱり当たったことによっていろんな経験ができる、最終的に何かまた社会的に、いい形でPRできたらいいのかなという部分で思ったので、それについては本当によかったです。

司会者：会社のほうの反応というのはどうでしたか。

裁判員経験者2：周りで当たった人がいなかつたので、逆にそんな機会はめったにないから参加して、どういったことを学んでくるのかという部分をまたそれをいろんな部分で表現して、いい形で成長できることを頑張ってこいみたいな感じの後押しをされました。

司会者：うれしい話です。ありがとうございました。

1番さんはどうですか。

裁判員経験者1：私の場合は、きたときは、はっきりいってそんなに大して何とも思わなかつたです。ああ、きたんやという程度です。実際、裁判というのは結構興味をもともと持つておりましたので、とにかく選ばれたら行こうかというような考え方をしておりました。

司会者：こういうところで参加に支障、障害が出るんじゃないかというようなことを感じたと、そういう御事情も特にはないんですか。

裁判員経験者1：私の場合は自営ですので、日程的にはどうにでもできるという立場にありますので、そういう面では全くなかつたです。

司会者：お話を聞いていると今回の方々は皆さん、来たくないというふうに思つておられた方が少なかつたし、例えば、会社が非常に理解があるとか、お仕事

柄割と調整がつきやすいんだとか、そういうことをおっしゃってくれていたので、その辺りで難しい調整が特に必要だったわけではないということでしょうか。

ちょっと別のところをお尋ねさせていただいて、先程、2番さんがおっしゃってくださっていた、どんな経験をするのか、その経験を自分が社会に還元できるようなことがあるのじゃないかとか、会社としても成長の機会になるかも分からぬし、それをフィードバックするような形のことがあり得るんじゃないかというふうなことをおっしゃってくださったというお話を聞かせてもらったのですけども、実際、この辺りはどうでしたか。御自身の経験を誰かに伝えるということに限らなくともいいのですけれども、こんな形でいかせたとか、これが使えたとかいうようなところというのはございましたでしょうか。

裁判員経験者2：いかせたという部分に関しては、報道のニュースの刑の部分を内容まで事細かく聞くようになったかなと思います。今まででしたら、題材のテロップだけ見ていて、ああ、こういう事件があつてこうやつたんやなとかでしたが、新聞とか見て、ある程度の事情が簡素化されて新聞に記載されているので、それを見て、最終こうなつたという部分を見るようになったというところが自分にとって一つの成長かなと思っています。

あと、まだ②の部分の意見、これを発表させてもらっていいんですか。

司会者：もう型にはまらずに、おっしゃってください。

裁判員経験者2：やっぱり裁判員裁判ということで、先ほど皆さんがあれわれていた当たつたときに、自分は当たると思わなかつた、びっくりという言葉が当たつた側からしたら大半の意見だと思うのです。ただ、私も参加させてもらつて、今回、②の参加しやすくなるための方策についてというところで、一つ言えることとしましては、やはり実際当たつてその当日にどんな事件で、何日ぐらいありますよという、ある程度の内容を開示されるのですけれども、もし前もって自分が受け持つ事件、どういう事件だったら来れますかとか、そういうちょっとワンクッション入つたような形の案内とかあれば、もっとその当日に

なって、いや、殺人事件、私、辞退しますとか、時間がこれだけの日数があるので来れませんとかという部分が緩和されるんじゃないかなと思いました。

司会者：ありがとうございました。

今、一つ具体的に提案という部分をいただきましたけれども、例えば、経験としてプラスだったこと、その経験をいかせたとか、他人に伝えられたとか、そういう場面というのは、2番さん、話すとか、会社のほうに報告みたいなことは特にはなかったのですか。

裁判員経験者2：会社と家族にはこうこうこうでという、あと、自分の当然身内の部分だけには軽く。報道でのPRというのも初めはあったのですけれども、最近は本当にはないと思いますので、その辺で伝言ゲームみたいな感じにはなるのですけれども、ちょっとと言えたという部分。報道のPRはもうちょっと増やしていただいたら、もっとよく参加してもらえるのかなというふうに思います。

司会者：今の話だと、一応、お話ししてくださいって、相手の方にはもう当たったら行つたほうがいいよというふうなことを話していただけたのですか。

裁判員経験者2：はい、そうですね。思っているよりは全然いい勉強をさせてもらえたという意味で伝えさせてもらいました。

司会者：どんなことだったのと向こうが質問してくるんですか。それとも、御自身が、会社では多分報告みたいな形でされたのかなと思いますけど。

裁判員経験者2：内容とか、やっぱり聞いてくる方は聞かれてくるんですけども、それは裁判所のホームページとか、あと、もし当たつたらどんなことするんやという意味で、傍聴に来れるのでという形のPRということぐらいですけれども。

司会者：なるほど、そういう問いかけには、じゃあ、ホームページも見てみたらとか、裁判って別に自由に見にいっても良いんだという話もしていただけているということですね。ありがとうございます。

メリットと思ったところ、それと、この辺りもうちょっとやれば世の中の人

が参加しやすくなるんじやないかと思うこと、もう取りませてで全然結構ですので、どうですか。1番さん、何か思うところはありますか。経験してみて思うことであるとか、もしそれをよい経験だと思ったのであれば、少しでもたくさん的人がそのよい経験ができるようにするためにこんなところは工夫の余地があるんじゃないのかなという辺りはありますか。

裁判員経験者1：工夫というよりも、たまたま私が担当させていただいた事例は、私の家からせいぜい歩いても30分ぐらいの場所だったんです。私自身は全く関与していなかったので出させていただいたんですけど、選出されるときに、やっぱり住所ぐらいはチェックしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。そうでないと、余り知り合いとかになってきたら、そのときは言うてくださいとか言われますけれども、無駄になりますので、そういうのはやっぱりあったほうがいいんじゃないかな、その程度の調査をされて出されたほうがいいんじゃないかなと思います。

司会者：今の御発言は自分の住所地に近い事件はちょっとやりにくかったと、御自身が思われたのですか。

裁判員経験者1：それは全くありません。ないのですけれども、多分、私たちの同級生というか、近所の方にも知っている人がいるかも分かりませんし、そのぐらいの距離でしたら、最終的に選ばれるときに、住所は大体分かると思うので、それだけは削除されてやったほうが二度手間にならなくて済むんじゃないかなとは思います。

司会者：なかなかその辺りは難しい問題だなと思います。何か経験されたことを、どなたかに伝えてみようとか、伝えてみたいとか、そんなことを感じたことはありますか。

裁判員経験者1：私の場合は、守秘義務ということもありまして、職業柄、私の職業自体が守秘義務が定まっている業種ですので、一切しゃべってはおりません。

司会者：そもそも御自身のふだんの生活の延長からして、そういうことを伝え

るということにはなかなか頭がいかない。

裁判員経験者1：しゃべるとどこまでというような問題になってきますので。最初、こういうふうに行ったんやとか、こんな事件やったとかいうたら、根掘り葉掘り聞く人も中には出てきて、それで、そういうこともありますので、それやったら最初からしゃべらんほうがいいので、私ははっきりいって、家族にも誰にもしゃべっておりません。

司会者：守秘義務のことは、もし時間が余れば、もう少し具体的にお尋ねするかも分かりませんが、ほかの方はもう守秘義務のことも含めて、気にかかるということがあれば発言いただければと思います。

3番さん、何かやってみた後、こういうところを工夫するともっとみんなに参加意欲が高まるぞというようなことはどうですか。

裁判員経験者3：ここに来る前に、考えていたのですけど、単純に裁判員を辞退する人が多いというのがあるとして、参加しやすい環境ですよね、いろいろ理由があって辞退する人、企業で働いているから、家で子供の世話が忙しいとか、そういうのがあるから、それを何とかすれば参加しやすくなるのかなと考えていたので、主婦の人だったらやっぱり子供の世話とかが大変なのかなと思って、近くに託児所とか、そういうのを裁判所の中とかに設置したらいのかなとかそんなことを考えたり、あと、企業で働いている人は、これはできるかどうか分からぬのですけど、企業の広告を裁判所にポスターみたいな感じであつたら、企業のプラスになって、選ばれたことが広告になるのかなと考えました。

司会者：なるほど。どことこの会社の方は快く参加していただきましたみたいなことですね。

裁判員経験者3：そんな感じですよね。ただ、個人情報が、そこで働いているということが分かっちゃうので、やっぱりだめなのかなとか思ったのですけど、思いついたのはその辺です。

司会者：そういう仕事や育児等で手がかかるという理由と、もう一つに、やっぱ

りちょっと自信がないとか、分かるのかなという不安があるというのが参加に消極という意見の割と多い類型なのですが、その辺は3番さん自身は余り考えずにということですか。

裁判員経験者3：僕はもう自信がないとか、そういうことは全く感じない。できるかなと思いますけど、やっぱり裁判員に選ばれることが全国でも少数で、裁判員したんだよとか、そういうことを話題に触れるとか、やっぱり特別な感じのなかなと思って、興味本位というのもあって、僕は参加しました。だから、できるか、できないかじゃなくて、こういう特別な機会を逃してはいけないと思っていました。

司会者：現に体験した今はそういうお気持ちを持ってくださっていて、もし誰かが相談すれば行ってこいとやっぱり言っていただける。

裁判員経験者3：悩むことは特に何もないんじゃないかなというようなことを話します。

司会者：4番さん。

裁判員経験者4：メリットとデメリットとしては、メリットはもちろんそうやって裁判員制度を知って、実際にそういう裁判が行われてというところを2番さんと同じなんですけれども、報道を見てちゃんと理解するようになったというか、他人事だというふうに見ていたことを真剣に考えれるようになった、社会勉強になったなというふうに思っていますし、本当にそれは貴重な経験だというふうに思っています。

デメリットとして、私、子供がいるので、実際、大丈夫だったのですけれども、4日間という日数の中で子供が病気になったらどうしようというふうに思いました。急に熱を出したりすることもあるので、病気したときどうしようかな、大丈夫かなと思っていて、子供には熱を出したらあかんでというふうに言ったりも実際はしていました。

また、私はシフト制の仕事をしていますので、休みをとるという、調整をするということに関してはさほど苦労もなかったのですけれども、やっぱり周り

にそういう裁判員を経験した方ももちろんいましたし、職場も裁判員に選ばれたということが初めてだったので、何かどうしたらいいんやみたいな状態だったので、休暇はどうするとかいうことから上が決めていくということがありました。そのときに私が思ったのは、もっと企業の協力を求めてほしいなというふうには思ったのです。もちろん裁判員に出なければいけない、選ばれたら行かないと、特別な理由がない限り行かなければいけないというのは分かってはいるのだけれども、断れないかというふうなことも言われたりはしたんです。あと、今回、どういうふうな形の休暇をとらせるかというところの話合いも上でされたみたいで、特別休暇というのをいただくことはできたのですけれども、実際その4日間のお給料を引かれてしまったので、かなりその引かれた額が大きかったので、確かに職場で働いていないので、職場がそれを負担するということはする必要はないのかなとも思うし、休暇をくれて、休ませて、行かせてくれているというふうなことには感謝しないといけないのですけれども、後々終わって、その給料が振り込まれたときに、こんなにも引かれていたんやというふうにちょっと思って、やっぱりその給料を当てにして生活はしていますので、そこはつらかったし、その話をすごい勇気を出して上のほうにしようと思って頑張ったのですけども、それは自分のためだけではなく、今後、職場の中で大人数なので、たくさんいますので、誰か選ばれるかもしれないというふうに思ったときに、やっぱりみんなが後押しして、ちょっと自分が悩んだように行くんじゃなくて、頑張ってこれるようにしてほしいなと思ったので話をしようと思ったのですけど、最後に却下されたので、何とかそこをちょっと補填できたらなというふうにちょっとと思いました。

司会者：私は保育所に子供を行かせていたから、保育所とかに抵抗はないんですけど、一応、臨時的に預けられるようなものはあるにはあるけれども、皆さん利用するのにすごく心理的な抵抗が強いのかなというふうに感じました。やっぱり身内に頼れる人がいないと、子供がいると参加しづらいというのが実態にはあるんですか。

裁判員経験者4：そうですね。病児保育とかいうのもあるのはもちろん知っていますし、そういうのを頼むこともできますけど、うちは小学生だったので、やっぱり小学生で預けるところももちろんないですし、実際、病気すればやっぱり一人で放っておくことはできないので、家族、ほかも全部働いているので、ちょっとそこはすごく心配にはなったところです。

司会者：ありがとうございます。

5番さん、お願いできますか。

裁判員経験者5：参加させていただいたことについて、マイナス面は僕は全然なかったと思うのです。いい経験をさせてもらって、いろんなことも学ばせてもらいました。

参加しやすくするということなんんですけど、僕の場合3日間だったのでよかったですけど、1週間だとか、長い方がおられるので、ちょっとでも詰め込んでいただいて、期間を1日、2日短縮できるようにもっていってもらいたい。それと、土日祝も開かれたほうが、参加するほうからしたら参加しやすいのかなと思う。逆に、参加したい人がいると思うので、その人も募集して、その人から選んだほうがスムーズじゃないかなと思うのです。

司会者：ちょっと尋ね忘れてしまったところがあつて申しわけございません。3番さんは、自分の経験を何か伝えるというふうな、そんな機会とかというのは特になかったのですか。

裁判員経験者3：知り合いとか、そういうところからは自分からは言ったんですけど、全然興味を示さない。

司会者：4番さん、同じ質問なんんですけど。

裁判員経験者4：やっぱり興味を持って聞かれました。人数もたくさんいるので、すごく参加したいという人はすごく聞いてきました。どんなことするのみないな感じで。裁判員て何みたいな、結構年齢層も幅広いので、やっぱりちょっと若い年代になると、何ですかそれというようなことは実際に聞かれました。

司会者：こんなところが大変だったのと違うとか聞かれて、それについてお答えをされたとか、そんな経験もありますか。

裁判員経験者4：やっぱり何か不安に感じているところは、事件の重さのところは言っていました。そういう何か残忍な現場の証拠を見たりとかするというところはあるのですかみたいな感じの話は聞かれました。私は実際そこは経験してはなかったので、それ大丈夫だよという話はしていたのですけれども。

司会者：裁判所がそういう誤解を解いていく努力をする余地があるところということかも知れない。

裁判員経験者4：そうですね。そこはやっぱりみんな世間の人たちは心配というか、怖いんじゃないのというふうなのは感じているみたいです。

司会者：5番さん、同じように何かどなたかにお話をされたとか、その辺りはどうですか。

裁判員経験者5：家族にはしました。こういうことで順番にこうこうこう進んでいくんだよという話はしました。あとは、裁判員に選ばれたことを知っている人間はどんな罪やったんやと、そういうふうに聞いてくるので、こうこうこうやったという説明はしました。

司会者：扱った事件の情報程度のお話。

裁判員経験者5：そうです。何の事件やったんやということで、そういうことを聞かれましたので、こういう事件やということで話しました。

司会者：1番の方から守秘義務のことが出たんですけど、守秘義務が気になったという経験をされた方はどなたかおられますか。2番さん、3番さん、4番さん、5番さん。余り守秘義務というものを特別な意識では捉えてはいないですか。よい意味でも悪い意味でも特に守秘義務が自分にとって気にかかるというものでもない。2番さん、うなずいて、4番さんもうなずいて、5番さん、その辺りは、3番さんもそれはそんなものなのですか。それは審理の途中で、裁判官から話もあったりして、それでそんなことはさすがにいかんのだろうなということは分かるということが前提になっているのですかね。

それでは、みなさん何か相談をされれば、心配ないよ、行ってこいよと、別に行ってもそんなにややこしいことでもなく、自分で理解して、自分の意見も言えるよというふうな、そういうことを、相談をしてくださった人には言っていただけたというようなところでいいですか。

裁判員経験者2：多分、ここの方さんは、最終まで出られたら、最後にバッヂをもらえるんです。あのバッヂに何か特典みたいな効果があれば、何か付加価値がついて、もっと参加したくなるのかなという。例えば、公共機関が100円引きになるとか、バス乗ったりとか、そういうのとか、何か期間限定でもいいのですけれども、そういうようなものがあればいいと思います。

司会者：公的なものに対して協力をした分、何かそういうことを考えてみる余地はないのかということですか。

ほか、よろしいですか。どうですか、弁護人、検察官として、何か質問ということであれば。

森下検察官：検察官から質問させていただきたいんですけども、特に、死亡している事件、被害者が死亡している事件とかで、写真、遺体の写真とか、傷の写真とかというのはやっぱり見るのはかなり抵抗があるものなのでしょうか。そういうのを見せられるのだったら、私はもう裁判員にはならないというような感情を抱くんでしょうかというのをお伺いしたいんです。

司会者：1番さんから、どうでしょうか。

裁判員経験者1：私どもの場合は、一番最初に裁判官の方からそういう説明がありまして、見る、見ないは選択ということで、そういう御説明がありました。私自身は全く抵抗はありません。

司会者：2番さんお願いします。

裁判員経験者2：私は、先ほどちょっと話もさせてもらったんですけども、見るので抵抗がある人を逆に裁判員に任命するというのは余り避けたほうがいいと思いますので、前段階でその辺の選定をして、裁判員をやっていただくという方向にすれば、もっとはっきりとした意見であったりとか、いろんな部分の

指摘ができるのかなと思います。

司会者：3番さんお願ひします。

裁判員経験者3：僕は、特に抵抗はなかったです。

司会者：それじゃあ、4番さん。

裁判員経験者4：実際にもしかしてそんなのを見るのかなという不安はありましたけれども、やっぱり証拠として見なければいけないのであれば、私自身は見ようとは思っていました。周りの意見としては、一番にいつもそこを聞くので、やっぱり嫌な人も、ストレスに思う方もいるのは事実だと思います。

司会者：5番さん。

裁判員経験者5：僕はやっぱり4番の方が言われたように、証拠として出されるものなので、見るのには抵抗ないですというべきだと思います。

司会者：よろしいですか。

森下検察官：ありがとうございます。

小橋弁護士：弁護士の小橋といいます。

本日は、裁判員経験者の皆様から大変貴重でおもしろいというか、全然、我々では思いつかない、先ほどのバッヂの特典の話なんか、聞かせていただいてありがとうございました。

共通の質問です。先ほど量刑判断に当たって、いろいろと評議を重ねて、裁判所のほうからの資料提供の時期などとかいろいろあったのですけども、御自身が体験された裁判員裁判の事件の中で、もう少し時間が長ければ、ゆったりしていればもっと自分自身で、ないしは、周りの人の意見も聞けたのではないだろうかという辺りの感想を、簡単で結構ですのでお伺いしたいのが1点目です。よろしくお願ひします。

裁判員経験者1：私の感覚としましては、私が関係させていただいた分については、十分審理はされたと思っています。ですから、もっと簡略とかいうことは考えておりません。むしろ被害者、加害者のメンタルの面が非常にありましたので、大体日数的には適正だったとは思います。

司会者：審理でせかされたという感想はないということですか。

裁判員経験者1：ありません。

裁判員経験者2：私のほうは逆に討議の時間が結構やっぱり長かったように思えたので、それについて加えてやはり前例のという部分の情報の開示が後であったということで、また、最後のほうでこんがらがったという部分があったので、できるだけその前提の開示は前もって欲しかったという部分と、それこそ裁判長のアドバイスという部分を、もうちょっと前例の部分を事細かく説明いただけたら、時間割であったりとか、日程の割り振りは全然問題なかったので、もうちょっとといいものになったのかなと思います。

司会者：法廷で審理に当たっている時間も早過ぎてついていけないなということを感じなかっただし、評議ということで全員で話し合う場の時間のとり方としても、時間として何か短いというようなこと。

裁判員経験者2：全然問題なかったです。

司会者：ちょっとと思い起こすと、手順のところでありますか。

裁判員経験者2：そうですね、後にそういう部分があったので、ちょっと心に残っています。

司会者：3番さん、お願いします。

裁判員経験者3：僕の事件は、そんなにあれ以上長くなくてもいいと思います。

司会者：何かもうちょっとゆったりと、という要望を、今、思い返してみても特にないということですか。裁判のところでもっと時間をかけて何かしてほしかったとか、話合いをもっと時間をかけてしたかったとか。

裁判員経験者3：そういうのはないです。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者4：時間的には特に私は問題なかったと思っています。十分に考える時間もありましたし、その評議のときに話す順番が回ってきたときに、そのとき自分の思うことがまとめられていなければ、後で回してほしいということを言うと、もちろん後で回ってきて、皆さんの意見を聞きながら自分の意見を

まとめていくことというか、考えていくこともできたので、それは特に問題なかったというふうに思っています。

司会者：5番さん。

裁判員経験者5：時間に関しては何も問題なかったと思います。

小橋弁護士：どうもありがとうございました。もし時間が許せばもう1個だけ。

共通の質問です。評議の場所に、検察官のほうから、弁護人のほうからペーパーが提出されるケースがあったと思うのですが、あつた方、なかつた方、いらっしゃると思います。あつたほうがいいか、悪いか。あつたほうが評議が活発化するか、感想程度でいいので、お聞かせください。

裁判員経験者1：ある程度、事件の内容を詳しくするためにも、分かるためにも、あつたほうがよかつたと思います。

司会者：最初に配られるペーパーと、最後、配られて話合いに入るペーパーと多分2種類あつたと思うのですけども、それはやっぱりいずれについてもペーパーがあることが理解というか、議論の土台としては有益だったという感じですかね。

裁判員経験者1：はい、そう思います。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者2：私も同じです。口頭ベースでしたらどうしても頭の中で考えてしまうという部分が大前提としてありますので、やっぱり紙媒体であるについて、それについて見て考えてという部分ができるので、あつたほうがいいと思います。

裁判員経験者3：僕もあつたほうがいいと思います。

裁判員経験者4：私もあつたほうがよかつたと思います。後であれどうだったかというのをまた見直すのに本当によかつたので。

裁判員経験者5：僕もあつたほうがよいと思います。

司会者：予定ではこの後、報道機関の方からの御質問をいただくということになります。いかがでしょうか。

記者 1：代表質問として 3 つ用意してきたので、割り振って答えていただくの
で、よろしいでしょうか。

司会者：どうぞ。

記者 1：1 問目が、1 番の方と 2 番の方に質問ですけれども、裁判員を経験して
印象に残ったことを教えてもらえますか。

裁判員経験者 1：印象に残ったことは、裁判というのは結構細かいところまで積
み重ねてでき上がっているものやなということがあります。

裁判員経験者 2：私も 1 番さんと同じで、冒頭にもお話ししたんですけども、
100% 善悪の判断がつかないものであって、逆に最終的に 100% に近づけ
るための一つの方法の場だということを理解させてもらいました。

記者 1：次の質問、3 番さんと 4 番さんにお聞きしたいのですけれども、制度の
改善点の御意見はありますか。

司会者：何かここを改めたらいいというようなところで今、考えていること、参
加のしやすさとか、そんなことに全然限定せずに、どうでしょうか。

裁判員経験者 3：よくしたらいいところ。4 番さんがお金の面で減らされたとい
うのを聞いたので、それじゃあ、お金をもうちょっとあげたらいいんじゃない
かなと思いました。

裁判員経験者 4：やっぱり職場の理解というか、世間一般の理解をもっと広めて
ほしいなというふうにすごく思います。多分、テレビでやっているのと個人個
人の職場に働きかけはされているのかもしれないんですけども、テレビで裁判
員制度が始まりますというのはコマーシャルでずっとしていたりとかはしてい
たのですけれども、企業に対してそうやってもっと負担を少し減らしてほ
しい、協力とかというところは本当にぜひともやっていただきたいし、やっぱり
それが改善できれば少しでも参加しやすくなるのかなというふうに思ってい
ます。

司会者：なかなか制度の改善点については難しいのかなと思います。何か具体的
に念頭にあるものがあればお尋ねくださいってもいいですけども、今の程度で構

いませんか。

記者 1：そうですね、今日のお話の中でいろいろと御意見も出ていたようなので、特に大丈夫です。

3つ目は、5番さんにお願いしたいんですけども、裁判員の経験はその後の生活に影響したことはありますか。

司会者：いい意味でも悪い意味でも結構です。

裁判員経験者 5：僕の場合は、影響はないと思います。

記者 1：ほかの方で、裁判員の経験がその後の生活に影響したことがある方はいらっしゃしゃれば教えてもらえますか。特段いらっしゃいませんか。

司会者：影響というのはどんな感じなんですか。例えば、こんな感想を持ったとか、報道を見る目が少し深みを増してきている、いろんなことに興味を持つ、社会のことに関心が深まったというような発言はありました。そういうのじゃなくて、むしろネガティブなポイントですか。

記者 1：ネガティブな面も含めてでもし何かあればお願ひします。

司会者：よい意味でも、悪い意味でも結構なんですけども。本日御発言いただけたことに特に付加してというものはございませんか。

記者 1：なければ結構です。ありがとうございました。

記者 2：確かに、余り長期に審理がわたる場合は裁判員というのは対象からは除かれるとなっていたと思うんですが、実際、どのくらいまでだったら参加できたのか、例えば、1週間までとか2週間までが限界とか、その辺のところを、私だったらこのぐらいまででないと無理というのをちょっと1番から5番の方までお伺いしたいんですが。

裁判員経験者 1：私は大体2週間前後までだったら問題はないというふうに考えております。

裁判員経験者 2：私は、1週間ぐらいが一番妥当なのかな。あと一つ付け加えて言いますと、やっぱり1日当たりの休憩時間が長かったという部分で、それでしたら休憩時間を短くとってもらって、2時半ぐらいまでにしていただくとか

いうことであるのであれば、もっとサラリーマンとか、ほかの仕事をしている方も参加しやすくなるのではないかなと思います。

司会者：今のお話は休憩をこまめに入れずに、ある日はお昼ちょっとぐらいのところで審理を終えてというような、ほかの用事ができるような日程の組み方なんかを工夫したほうがいいんじゃないかという、そういうことですか。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：分かりました。ありがとうございます。

3番さん、どうですか。

裁判員経験者3：2週間ぐらい。それ以上になってくるとちょっと体力的に疲れてくるかと思って。

司会者：多分長期の裁判になってくると、中休みを入れて、本当の連続ということにはならないと思うんですけども、それでもやっぱりそういう裁判員という立場で拘束される時期が長くなれば心身ともに疲れますか。

裁判員経験者3：僕の性格上ですか、飽きてきちゃうので、そんな感じです。

司会者：分かりました。飽きさせないことも大事なことです。

裁判員経験者4：特に何日という日数のくくりはないと思います。連続して1週間以上ずっとそれに拘束されるとかというのであれば、ちょっと大変なのかなというふうには思います。でもすごい長い審議であれば間、間というふうになるのであれば、それは私自身ですけども大丈夫です。

裁判員経験者5：1週間程度ぐらいじゃないかと思うんですけど。我々大阪なので、裁判所に来る時間も皆さん知っていると思うんですけども、地方になると、3時間、4時間かけて裁判所に行かれる方もおると思うので、その辺でやっぱり地域、地域によって考えてあげないと、裁判員裁判というのはちょっとしんどい地域もあると思うので、その辺のことをちょっと考慮していただきたいです。

司会者：よろしいでしょうか。もう時間が参りました。本日は本当に貴重な御意見を聞かせていただいてありがとうございました。いろいろとまだまだ勉強し

なければいけない、反省しなければいけないところがあるということが分かりました。本当にありがとうございました。

これで経験者との意見交換会を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

以上